

文化発信戦略に関する懇談会 報告

日本文化への理解と関心を高める
ための国における文化発信の取組
について

(案)

平成21年 月

目 次

文化の戦略的発信の重要性とすみやかに着手すべき取組

文化発信の意義	1
国に求められる重要な役割	1
すみやかに着手すべき取組	2
文化発信企画のメニュー化	3
メディア芸術分野における国際的地位の確立	4
日本文化の情報発信と理解の促進	5
文化芸術創造都市の推進	6
まちなみ、文化財及び周辺環境の総合的な保存・活用	7
文化発信への貢献の顕彰	8

文化発信の推進とそのために必要な基盤整備を進めるための取組

I. 世界への文化発信の重点的な取組の推進

発信の対象及び内容の重点化と発信方策	10
外国における発信拠点を活用した文化発信	10
日本への関心を高めるための重点的な文化発信	10
日本文化の発信に貢献した外国人の顕彰	10

II. 国内における日本文化紹介の充実・強化

多言語による日本文化紹介の充実	11
国際フェスティバルや文化芸術に関する国際会議の開催の促進	11
留学生支援の充実	11
日本人自身の日本文化理解の促進	11

III. 日本文化を世界へ発信するための国内体制の整備

日本文化の情報拠点の整備	12
日本語教育の支援	12
文化芸術創造都市の取組の促進	12
伝統的なまちなみの保存をはじめとする文化財の保護の推進	12
関係省庁の連携と官民の相互協力	13

参考資料	14
------	----

文化の戦略的発信の重要性とすみやかに着手すべき取組

文化発信の意義

かつて、江戸時代末から明治時代にかけて、浮世絵や工芸品など当時の日本文化が世界に紹介され、欧米諸国の芸術文化に大きな影響を与えたことは、「ジャポニスム」と称され広く知られているところである。

近時、日本の工芸品などがヨーロッパ諸国において再評価される気運が高まるとともに、映画、マンガ、アニメ、ゲームなどの日本のメディア芸術が世界で広く親しまれ、「クール・ジャパン」とも称されている。この日本発の現代文化が世界的な注目を浴びている状況は、一面ではジャポニスムの再来ともいえるが、その影響力は芸術文化のいわゆる「ハイ・カルチャー」に留まらず、マンガ・アニメ・ゲームの他、ポピュラー音楽、ファッション、デザイン、食文化など、一般の人々の身近な生活に広範に及ぶものとなっている。

しかしながら、かつてのジャポニスムをも上回る今の現象は、日本文化に対する表層的な関心に留まっており、その全体に対する深い理解に基づくものとは言えない。

例えばマンガは、12,3世紀頃の「鳥獣人物戯画」に源流が求められるとも言われ、また、その定評ある物語性の豊かさは、千年も前の長編小説「源氏物語」に見られる緻密で繊細な人物描写やストーリー展開とのつながりが感じられよう。このように、現代文化は古くからの優れた伝統文化の蓄積の上に成立する連續性を持った存在であるにもかかわらず、ともすれば断片的・部分的にしか世界には知られていないのが現状である。

日本の悠久の歴史の中で蓄積されてきた様々な文化が、総体として、より広く、より多様に世界に発信されていくならば、さらに多くの人々から、日本そして日本文化への永続的な関心や理解、そして憧憬を得ることができるものと確信する。

国に求められる重要な役割

多くの先進諸国において、少子高齢化が進み、従来型の経済成長に期待することができなくなる今後は、「文化の力」が国の力を左右する時代になる。国民ひと

りひとりが文化に親しみ、その中で培われた創造性を発揮することが、社会の活性化や経済振興にも資するとともに、国際社会における今後の国家の有り様を規定することになるのである。

このような状況の下、世界各国は、自国の尊厳と豊かな社会の実現のために、国を挙げた文化振興と文化発信に向けて大きく舵を切っている。我が国がこれまで強みを発揮してきたメディア芸術についても、欧米諸国だけでなく、近隣アジア諸国も重点的な投資を行っているところである。このままでは、日本はこれら新進諸国の後塵を拝することにもなりかねない。

我が国においても、伝統を有する独創的な文化を、広く世界に発信することにより、我が国に対する理解を深めることが、世界における地位の確立につながる。それがひいては世界各国が相互の文化の多様性を認識し、尊重し合うことに寄与するものである。

このため、国をあげて戦略的に文化発信を推進するとともに、そのために必要な基盤整備を進めることが重要な課題であることから、本報告の9ページ以下に記載するⅠ．からⅢ．に示す方策に、文化庁をはじめ関係省庁・機関が連携協力して取り組むべきことをここに提言するものである。

すみやかに着手すべき取組

その中でも、特に、次ページ以下に記載する「事項1」から「事項6」までの6つの事項について、すみやかに具体的な取組に着手することを強く期待する。

■ 文化発信企画のメニュー化

- 事項 1 日本への関心の高い国に対して、その関心分野や鑑賞者層に対応した発信ができるよう企画のメニュー化を図ることにより、戦略的・効果的な文化発信を推進する。

平成19年に、日本の近・現代の工芸品を出品して英国の大英博物館で開催された「Crafting Beauty in Modern Japan : Celebrating fifty years of the Japan Traditional Art Crafts Exhibition」（「わざの美：伝統工芸の50年」展）は、イギリスのみならず世界中から多くの観覧者が訪れ、高い評価を得たところである。

工芸技術は、我が国の産業を支えてきた「ものづくり」の原点であり、中には最先端の技術につながるものもある。日本の工芸品は、世界に通用する洗練された美しさをそなえており、外国においても生活の中にとり入れられる可能性を持っている。国立美術館・博物館における収蔵点数も多いことから、関係機関が協力して、今後も海外展を続けていくこうとする動きもある。

このように、工芸品をはじめ日本が有する厚みのある文化を、より広く世界に紹介する機会が得られるならば、必ずや日本文化に対する理解も持続的なものとなっていくであろう。

文化的・地理的な距離や言語の相違などから、世界各国における日本文化への理解はまだまだ断片的である。そのため、諸外国において日本の文化芸術を紹介する展覧会等を開催するにあたり、関心分野や鑑賞者層に応じた企画ができるように、例えば展示作品例など、基礎的なメニューを作成することが求められる。今後、そのための調査研究を行うことが必要である。

日本が生み出している様々な文化的コンテンツの世界における理解の促進や発信の推進については、文化庁における取組のみならず、外務省、国際交流基金、経済産業省など各省庁等においても様々な施策が進められているところである。

また、民間や地方自治体による取組もみられる。

従って、世界における日本文化紹介については、関係機関間において十分情報交換をして、効果的な発信につなげるよう努める必要がある。

■ メディア芸術分野における国際的地位の確立

事項

2

メディア芸術について、その情報を総合的に収集・保存・提供する拠点整備を検討するとともに、現在行っているメディア芸術関連施策の充実を図り、日本のメディア芸術の国際的な地位の確立を図る。

我が国の映画、マンガ、アニメ、ゲームなどのメディア芸術については、国内のみならず世界的に高く評価されている。しかし、日本のメディア芸術について広く総合的に知ることができる拠点は整備されておらず、興味を有する外国人からのニーズに十分対応できない現状にある。

現在、文化庁においては、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国に発信するための拠点を形成する方策について、有識者により構成される懇談会を設置し、検討を進めているところである。

引き続き、メディア芸術を日本の貴重な文化的財産として位置付け、その国際的な拠点の整備に向けて、文化庁において検討を進めることが重要である。

さらに、現在行っているメディア芸術関連施策の充実により、国内外の若手クリエーターを対象とした新しい表彰及び奨励のための仕組みの創設や、メディア芸術祭海外展の重点的展開について検討することが、今後日本がメディア芸術の分野で国際的な地位の確立を図る上で重要である。

■ 日本文化の情報発信と理解の促進

- 事項 3 | 日本人自身が日本文化への理解を深め、文化発信できるよう、ホームページを通じた日本文化に関する情報の提供を図る。

現在、文化庁においては、日本の芸術団体等の情報を収集し、我が国の文化芸術活動について世界に向けて情報を総合的に発信・共有するための、日本語及び英語によるウェブサイトの構築・充実に向けた取組を推めているところである。

今後、その一層の推進を図るなどにより、日本文化に関する様々な情報を紹介するウェブサイトの整備を進めることが重要である。

また、日本がこれまで培ってきた様々な技術や美的感覚は、美術品のみならず、携帯電話機など先端的な工業製品にも生かされている。日本人がもっと日常の中で日本文化の粋に身近に接することができるよう、伝統工芸を日常生活に活かすための工夫や、公共的な施設を設ける際には、無味乾燥な空間ではなく日本人によるアート制作・設置や作品の購入・展示を併せて行うことを推奨するなど、日本人自身による「日本文化の再発見」の方策が求められる。

■ 文化芸術創造都市の推進

事項
4 「文化芸術創造都市」をはじめとする、地域からの文化芸術の創造と発信のための取組を推進する。

「文化芸術創造都市」については、近時、欧米だけでなく、日本をはじめとするアジア諸国の各都市においても注目が高まっているところである。

これを踏まえ、文化庁においては平成19年度より、文化芸術の力を通じて、市民参加による地域の活性化に取り組み、顕著な成果を上げている市区町村について文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を実施している。

今後の文化芸術創造都市の取組においては、伝統的なものと現代的なもの、ハードとソフト、日本人なりにまた外国人なりに楽しめるものなど、多様な要素を取り込んで進めていくことが期待される。

さらに、住民参加が重要であり、各自治体の行政、芸術家・芸術団体、住民、地域の産業などが、相互に有機的に連携・参加して推進していくことが期待される。

また、国として支援する場合、著名で大きな都市の目立つ取組だけではなく、全国的な知名度は低いものの、地道に取組を続けて発展途上にある小さな都市を励ますよう留意する必要がある。

文化庁長官表彰を受けた都市をはじめとして、関心の高い市区町村によるネットワークを構築し、文化芸術創造都市の取組に関わるアーティスト・団体・大学・企業が連携して、良い事例について情報を共有したり、課題解決について協議していく必要がある。

■ まちなみ、文化財及び周辺環境の総合的な保存・活用

事項

5

日本の魅力である伝統的なまちなみや、文化財とその周辺環境を守るために取組を推進する。

伝統的なまちなみなど地域における文化的資産を一体的に保護するものとして、文化財保護法に基づく、伝統的建造物群や文化的景観の制度による取組が進められてきている。

さらに現在、文化庁においては、有形・無形、また指定の有無を問わず、地域の様々な文化財を総合的に把握し、その保存・活用を図る取組を推進するためのモデル事業に着手したところである。

また、国土交通省及び農林水産省と協力して、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致の維持向上のための計画を認定することにより地域の取組に対する政策的・財政的な支援を進めているところである。

今後、これらの取組の一層の推進を図るなどにより、日本各地の伝統的なまちなみや文化財とその周辺環境を、総合的に保存・活用するための取組を進めることが重要である。

また、あわせて、伝統的なものだけではなく、そこに住む人々が今まさに生み出しているクリエイティブな文化的資産を活用することにより、そのまち全体の魅力を一層向上することができると考えられる。

■ 文化発信への貢献に対する顕彰

事項
6

文化発信に貢献した外国人などの顕彰制度を創設する。

フランスの叙勲制度の一つである「レジオン・ドヌール勳章」は、これまでに1500人の外国人に授与され、そのうち1割が日本人とされる。我が国においても、いわゆる「外国人叙勲」として、通常の叙勲制度の中で外国人を対象とする叙勲が行われているものの、文化勳章をはじめ、文化芸術に関する功績により外国人を顕彰する例はまだ少ない。

我が国の文化を、言葉や文化の違いを超えて世界に発信していく上で、外国や日本国内で活躍している外国人が果たしてきた役割は非常に大きい。我が国文化の世界への発信に尽力いただいている外国人に対し、その努力を公に顕彰することは、顕彰された者のこれまでの貢献に対して感謝の意を表明するにとどまらず、今後一層の文化発信に向けた意欲を喚起し、ひいては世界に日本文化のファンを広げることにつながるものである。

このような観点から、我が国の文化を世界に発信することに貢献している外国人に着目した表彰を拡充することが重要であり、そのため「外国人叙勲」制度における文化分野での対象者の一層の発掘や、文化庁長官表彰制度の活用を図ることが考えられる。さらに、外国人に限らず、文化発信に貢献した日本人も対象とすることも考えられる。

なお、日本人が外国から表彰を受ける際に、それが名誉に感じられるのは、その国の文化的背景に対する敬意があるからと考えられる。外国人が日本国から表彰されることを名誉として受け止めてもらえるよう、国として一層積極的な文化発信を進め、我が国文化への关心と理解の増進を図ることが重要である。

また、顕彰制度の名称について、魅力的なものとなるよう、制度を構築する際に併せて検討することが重要である。

文化発信の推進とそのために必要な基盤整備を進めるための取組

I. 世界への文化発信の重点的な取組の推進

発信の対象及び内容の重点化と発信方策

アジアをはじめとする諸外国に対し、魅力ある日本の文化芸術の鑑賞の機会や情報を継続的に提供する。その際、日本に関心のある国・地域（親日国、日本への関心が芽生えてきた国）に重点を置くよう配慮する。相手国の関心分野や鑑賞者層に応じた企画のメニュー化を図ることにより、戦略的・効果的な文化発信を推進する。

我が国の最新のメディア芸術を一層積極的に発信する。その際、現在人気が高まっているマンガ・アニメ・ゲームの源流や流れもわかるような展示構成とするなど、日本文化を伝統文化から現代文化まであわせて効果的に発信できるよう配慮する。

なお、例えば各国で関心の高い日本のアニメなどが、外国の動画共有サイトで違法に掲載されるなど、日本のクリエーターや権利者の正当な権利を侵害する事例がある。その際、不的確な翻訳がなされ、誤解を招くおそれなどの問題点も指摘されている。文化発信の前提となる著作権の保護に努める必要がある。

外国における発信拠点を活用した文化発信

在外公館をはじめ、世界各地にある国際交流基金の文化会館やJ N T O(国際観光振興機構)海外事務所など、日本文化発信の拠点となる機関を積極的に活用する。各機関のホームページ等において、当該国ゆかりの日本人紹介、日本の文化芸術に関する紹介などを充実する。

文化交流使など文化庁事業により、外国に派遣される文化人・芸術家や文化・芸術団体の活動については、これら拠点施設との連携を図り、効果的な日本文化の紹介を行う。なお、諸外国において大都市だけでなく、地方都市にも日本文化を発信できるよう配慮する。

また、外国に在住する日本人の文化人・芸術家を近隣諸国に派遣して文化芸術に関する活動を行うことを検討する。

日本への関心を高めるための重点的な文化発信

日本に関心のある外国人（日本語学習者、元留学生や留学希望者、留学生関係者）に、より関心を高めてもらえるよう、文化芸術の鑑賞の機会や情報を継続的に提供する。世界各国において発信力のあるメディアや知識層を対象とした情報提供を重点的に行う。さらに、国際放送、インターネットなどのメディアを活用する。

日本文化の発信に貢献した外国人の顕彰

日本の文化芸術の世界への紹介や文化交流に尽力している外国人などに対し、その努力と功績をたたえるための制度を設ける。

II. 国内における日本文化紹介の充実・強化

多言語による日本文化紹介の充実

日本文化を紹介するためのホームページや優れた日本文学などの書籍等の多言語への翻訳を促進する。また、歴史的に価値のある重要文化財等や伝統芸能はもとより、新たな文化芸術活動についても、その表示や解説、公演・展示などのプログラム・カタログ等の多言語化を促進する。

国際フェスティバルや文化芸術に関する国際会議の開催の促進

日本国内で開催される芸術各分野における国際フェスティバルのうち、外国の著名なフェスティバルとの共同制作プログラムを有するものや、政府間協定等に基づく二国間交流事業として実施するもの等、我が国の文化芸術の発信効果が極めて高い催しを重点的に支援するとともに、文化分野で日本が世界をリードしていくための文化芸術に関する国際会議の開催を促進する。メディア芸術祭については、世界に向かたアピールの強化など、その一層の推進を図る。

留学生支援の充実

来日した留学生が、日本の生活・文化を体験したり、日本人と交流することにより、相互の文化交流を図るとともに将来的に日本の良き理解者となることを目指す。

そのため、文化施設における留学生を対象とした事業の促進、地域ボランティアを活用した日本語教育の充実、各地域の観光モデルプランの開発への留学生の活用、地域におけるコンソーシアムによる交流の促進など、地域コミュニティーへの参加促進を図る。また、帰国した留学生に対する日本文化等についての情報提供の在り方の検討も求められる。

日本人自身の日本文化理解の促進

日本人自身が日本文化の良さを認識し、国民ひとりひとりがいわば「日本文化大使」の役割を果たせるよう、学校教育段階における文化芸術にふれる機会の拡充や教養教育の充実を図る。

また、国際的な場面で活躍することの多い在外勤務者や大学人、日本語教師や国際交流を行う団体などが、自国の文化を理解した上で、日常の中においても、日本文化の紹介に資する活動の参考となるよう、日本文化に関する様々な情報について、ホームページ等を活用した提供を図る。

III. 日本文化を世界へ発信するための国内体制の整備

日本文化の情報拠点の整備

日本の文化発信の基盤となる既存の国立美術館・博物館・劇場の一層の充実・強化を図る。また、我が国のマンガ・アニメ・ゲームをはじめとするメディア芸術について、その情報を総合的に収集、保存、提供する拠点の整備について検討する。拠点への情報の集約と同時に、情報のネットワーク化を図る。これらにより、外国人の日本文化に関する様々なニーズに応えることを目指す。

現在行っているメディア芸術関連施策の充実を図り、日本のメディア芸術の国際的な地位の確立を図る。

また、国際的にも高い評価を受けている伝統工芸についても、様々な資料の収集や作品に関する情報発信の拠点が求められている。

日本語教育の支援

日本語教育については、関係機関との連携により、日本文化への十分な理解も含めた、質の高い専門家の育成・確保を図るために研修を行うことにより、国内外の日本語教育機関を支援する。

文化芸術創造都市の取組の促進

文化芸術の持つ創造的な力は、地域の魅力や活力を一層高めるとともに、デザインや映像など創造的な産業の育成にも資するものである。芸術家や住民が積極的に参加して、文化芸術による地域の活性化を図るいわゆる「文化芸術創造都市」をはじめとする、地域からの文化芸術の創造と発信のための取組を推進し、在外公館や国際交流基金との連携可能性を考慮しつつ、アジア諸国との連携など世界に向けた日本の取組の発信を目指す。その際、地域の歴史や伝統文化が新たな文化芸術の創造につながっているという側面に着目し、それを活かすことにも留意する。

伝統的なまちなみの保存をはじめとする文化財の保護の推進

文化財は、日本の文化芸術の礎であると同時に、外国人を魅了するものもある。文化財保護法に基づく個々の文化財の保護の取組に加えて、日本の魅力である情緒ある伝統的なまちなみや、文化財とその周辺環境を守るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組の推進や、文化財を周辺環境を含め総合的に保存・活用する「歴史文化基本構想」の推進などの取組を進める。

関係省庁の連携と官民の相互協力

限られた財源の中で、効果的な文化発信をしていくために、文化庁は、外務省や国際交流基金、国土交通省など関係省庁・機関との連携をこれまで以上に強化する。

また、民間ベースでは採算の取れない事業への支援は厚く、民間の力が十分発揮される分野については、民間主導とするなど、官と民の役割分担をする。民間が取組みやすいような、税制上の優遇措置の拡大を図る。

文化発信戦略に関する懇談会について

平成19年12月18日
文化庁長官裁定

1. 趣 旨

グローバル化の進展により、伝統芸能から現代の文化まで、多様な現代日本の文化を発信して魅力ある日本の姿を伝え、日本に対する諸外国の理解を深めることが強く求められている。また、そのことが、ひいては日本の文化芸術の振興にもつながる。このような状況の中、日本文化の総体や分野ごとの現状を把握した上で、効果的に発信する仕組みを構築していく必要がある。そこで、有識者による懇談会を開催し、日本文化の現状を明らかにするとともに、日本の国際文化交流・協力を通じた文化発信の戦略を総合的に検討することとする。

2. 検討事項

- ・ 文化発信のための国内基盤の整備について
- ・ 日本文化の効果的発信について
- ・ その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者により構成し、文化庁長官が開催する。
- (2) 必要に応じて、別紙の有識者以外の者の協力を求めることができるものとする。

4. 実施期間

平成19年12月26日から平成21年3月31日までとする。

5. その他

この懇談会に関する庶務は、文化庁長官官房政策課において処理する。

(別紙)

文化発信戦略に関する懇談会委員

池上 久雄	(社)日本貿易会参与、NPO 法人国際社会貢献センター顧問
池辺晋一郎	作曲家、東京音楽大学教授
北岡 伸一	東京大学教授、元国連大使
北川フランム	アートディレクター、アート・フロント・ギャラリー主宰
久保 雅一	(株) 小学館キャラクター事業センター センター長
小宮山 宏	東京大学総長
扇田 昭彦	演劇評論家、静岡文化芸術大学特任教授
竹本 千春	国際交流基金情報センター部長
茶野 純一	国際交流基金経理部長
遠山 敦子 (顧問)	(財)新国立劇場運営財団理事長、元トルコ大使
ドラ・トーザン	エッセイスト、ジャーナリスト
野村 萬斎	狂言師、世田谷パブリックシアター芸術監督
平山 郁夫 (顧問)	日本画家
福原 義春 (顧問)	(社)企業メセナ協議会会長、(株)資生堂名誉会長
森口 邦彦	重要無形文化財保持者(染色)、(社)日本工芸会副理事長
山内 昌之 (座長)	東京大学大学院教授
山崎 正和 (顧問)	LCA 大学院大学長、劇作家、評論家、演劇学者

文化発信戦略に関する懇談会 議論の経過

第1回	平成19年 12月26日（水）	・自由討議
第2回	平成20年 1月23日（水）	・福原委員からの意見発表 ・文化発信戦略について議論
第3回	2月25日（月）	・外務省海外交流審議会答申について ・北川委員からの意見発表 ・文化発信戦略について議論
第4回	3月19日（水）	・久保委員からの意見発表 ・トーザン委員からの意見発表 ・遠山委員からの意見発表 ・文化発信戦略について議論
第5回	4月 7日（月）	・中間まとめ骨子（案）について議論
第6回	5月26日（月）	・中間まとめ（案）について議論
第7回	6月30日（月）	・中間まとめのとりまとめについて議論
平成20年7月 「中間まとめ」をとりまとめ		
第8回	11月13日（木）	・池上委員からの意見発表 ・中間まとめを踏まえた議論
第9回	平成21年 1月19日（月）	・独立行政法人国立美術館 青柳正規 理事長からのヒアリング ・中間まとめを踏まえた議論
第10回	2月13日（金）	・報告（案）について議論